

## 第15回 宇部市障害者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時:令和3年7月29日(木)16:00~17:30

場 所:宇部市総合福祉会館 2階ボランティア交流ホール(大)

出席者:委員 16名うちリモート2名(欠席者2名)、市3名

### 議 事

#### (1)改正障害者差別解消法について (資料)

##### ■資料をもとに事務局から説明

令和3年6月4日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」について説明

<概 要> 1.国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

2.事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

3.障害を理由とする差別の解消のための支援措置の強化

<施行期日> 公布日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

##### ■意見及び質疑応答

・市では、合理的配慮を事業者等が実施する時の支援の仕組みは現状どうなっているか。

→飲食店で点字メニューを作成する場合や講演会に手話通訳を設置したい場合等においてコミュニケーション支援に対する助成制度がある。

・コミュニケーション支援以外で今後予定している取り組みはあるか。

→協議会委員の皆様や障害当事者等からご意見をいただきながら、法改正に対応できる支援を進めていきたい。

・法の改正を受けて、障害当事者はもちろんのこと、事業者の方々も今後どのようにしたらよいのか不安に思っていると思うので、相談に応じながら徐々に必要な支援ができればよいと思う。

・これまでも障害者に対する差別はたくさんあった。やはり人間は平等であるべきだ、といつも思っている。

・これからも、障害者差別に関して声をあげていくことが必要。

・障害者差別解消法を改正するのもとても大事なことだが、障害のある人がどのような状況にあるのかを知っていくことが大事。精神障害はどういう障害なのか、発達障害はどういう障害なのか、というようなことを市民の方々に学んでいただけるような場が必要であり、そこには予算化も必要。まず市民の方々に知っていただくということを行政にもご協力いただきたい。

・障害者差別解消法という法律ができたからといって、すぐには状況はかわらない。そもそも障害とは何かというような理解がまだまだ浸透していないので、これからは更に周知を図っていく必要がある。

## (2)事例紹介

### 1.障害者等専用駐車場に関する事例

相談者は身体障害者。店舗等に設置してあるやまぐち障害者等専用駐車場に利用証を掲示していない車両が駐車してあることがよくある。店舗の従業員は「お客様のマナーの問題なので、店の方からは特に何も言えない。」と言われた。路面に記されている案内表示が薄くなっている店舗もあって、見えないから利用対象者以外の人が分からず駐車してしまうこともあるだろうから、案内表示は分かりやすく濃く記してほしい。また、やまぐち障害者等専用駐車場の数が少ないと感じている。利用できるのが障害者だけでなく、高齢者や妊婦、けがをされている人など交付されている方の人数も多いので、もっと増やしてほしい。

#### ■意見及び質疑応答

- ・やまぐち障害者等専用駐車場の利用制度というのは、県の制度か。  
→それぞれの都道府県で設けている制度である。
- ・なぜこのような利用制度があるのか、ということをもう少し一般のお客様に理解を求める必要がある。差別解消法でいうところの「環境の整備」であり、広く差別解消につながる環境づくりの一環だと思うが、市としてできる対応方法はあるか。  
→広く周知する方法としては、市のWEBサイトに障害福祉に関する「外出移動支援」というページを設けている。今は外部リンクを貼り付けているだけだが、もっと内容を充実させて、利用者のみならず、店舗の方が見て、利用について配慮していただけるような掲載の仕方に努めていく。

### 2.発達障害の子どもが所在不明になった時の事例

相談者は発達障害児の保護者。重度自閉症(発達障害)の子どもが所在不明となったため家族が警察に通報。  
自宅に警察官が来られ施設入所をすすめるようなことを言われた。  
また、別の日に同じ子どもが再び所在不明となったため、同じく警察署に通報。  
その際に警察官からの不適切な言葉に強いショックを受けたが、地域の交番に、一連の出来事を話したところ、「今後はこちらの交番に連絡していただければ地域で対応します」と言ってくださり大変有難かった。  
発達障害者は外見からはわかりにくい障害を抱えているので周囲に迷惑をかけることも多い。  
親としては、警察官に迷惑をかけている気持ちは常にあり、申し訳ないと思って

いるが、警察全体でももう少し「障害」というものを理解していただき、現場に出られる警察官には理解を促してほしい。

#### ■意見及び質疑応答

- ・自閉症や発達障害の人など、障害のある人は周囲に気を遣いながら生活をしておられる人が多い。このようなことは、警察だけではなく店舗なども含め生活する中でいろいろな場面で遭遇されていると思う。やはり傷つくのは「言葉」。1回だけのことではなく、多々積み重ねで自分の居場所がないと感じたり、差別に繋がっていくと感じている。
- ・警察において、障害特性の理解など、どういう講習をされているのか。先ほどの意見と同様で警察だけではなく、教育現場でも同じことがあり、発達障害を理解してもらえないので、休み時間どのように過ごしたらよいかわからない、誰とも話ができない、という話も聞く。発達障害はIQだけでは測れず、コミュニケーションが上手くできないので学習が進まず学校が嫌いになって遂には学校に行けなくなる人もいるので、教育委員会でも先生方への講習が必要である。どのような講習をすれば理解につながるのか仕組みを作っていくか、あるいはその人に合わせた環境作りをどのようにしたらよいか。お互いが歩み寄り理解を深める方法を皆で考えられるとよい。
- (警察)不適切な発言があったことは、非常に残念であり、大変申し訳なく感じている。状況によっては、暴れを制止したり、命を守ることを優先し行動することや発言することはあるが、一件一件親身に受け止めて一から状況を把握したうえで適切な対応を取るよう指導している。今回は現場においてきちんと説明して誤解を解き関係者の理解を求める事が欠如していたのではないかと。講習については、平成28年に法律が施行され警察庁から各都道府県にマニュアルが発出され平成28年3月に山口県警では「山口県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が制定され、毎年警察本部や警察署で署員に対して教育しており、これからもしっかり教育していく。
- ・差別的発言をするというのは、家族の中、親子でもある。簡単に傷つく言葉を口にする人がいるが、どれだけ当事者や家族を傷つけるか。傷を持って生きていくか。言葉の重みを重く考えてほしい。
- ・この事例は社会環境が生み出したものが多分にあると思う。障害者理解をいかにやっていくかが大変問われる。市で障害者理解に関してどのような取り組みを行っているか。
- (市)事業所や学校等で障害者の理解学習・理解促進事業ということで講師謝礼を助成するなどの助成制度を実施している。
- ・社会生活が厳しい状況の中で色々起こることもあると思う。この協議会としては環境づくり、障害を理解することについて、それぞれの所属や団体において取り組みを進めていくことの大切さを改めて共有したいと考えている。いろいろ

な場所で障害の理解について研修や講習を実施していると思うが、それが点のままで面に広がっていかないというのがもどかしい。しかし、そこは諦めずいろいろな所で障害の理解について取り組んでいきたい。

### 3.失語症で電話での会話がスムーズにできなかった時の事例

相談者は身体障害者(音声・言語障害)。

失語症を30年前に患い軽度の失語症があるため、電話で話すという行為が相手の顔が見えないので緊張し、固くなってしまふ。

子どもが中学生だった時に教材のセールスの電話がかかってきて、教材を勧められたが、その場でお断りした。

すると電話の相手(セールスの方)は、たどたどしく話す自分に対し「そんなしゃべり方ではダメだ」とか「それでもあなたは母親ですか」等罵倒してきた。

その時、何も言い返せず黙って聞くしかなかった。

失語症でなければ、こんなに嫌な気持ちにならなかったのでは、と感じている。

#### ■意見及び質疑応答

・失語症は、ただ言葉が出ないだけではなく、聞くことも読むことも書くことも話すことも人によって様々。電話だけでなく、近所の人に理解してもらえなく辛い思いをされている人もいる。意思疎通支援に関して、聴覚障害のある人への支援は周知されつつあるが、失語症や盲ろう者に対してはまだ周知不足を感じる。失語症の人への意思疎通事業は厚生労働省でスタートしているようで山口県でもスタートしているらしいが、そういう情報がまだまだ知られていない。どの障害でも、お互いの障害を知るということは大事であると感じる。

・先程の事例でも、言われた側は大きな心の傷が残ってしまう。こういったことが実際に起こっているというのが事実。しかし、特定の相手に対して協議会としては申し入れをすることができないが、これに関して何かできることはないか。

→今後市の WEB サイトの事例集を更新する際に、失語症についての掲載を検討していく。

・失語症は、明日は我が身。今、このように喋れているが、今晚脳血管疾患などを発症し、明日失語症になるかもしれない。近所にも症状の大小は人によって違うが、そのような人はたくさんいるのではないか。

### 4.講演会の資料に配慮がなされなかった事例

相談者は視覚障害者。

市が主催する人権学習会(講演会)に参加した際、自分は視覚障害があり、資料を見ることができないし、その場で講師がお話された事をメモすることができ

ないので録音をさせてほしい、と申し出た。

主催者である市の担当者が講師に確認したところ、「録音の可否について確認する必要があり、直前なのでその確認ができず、録音はご遠慮願いたい。」との回答であり、録音できなかった。

人権をテーマにした学習会(講演会)なのに、配慮がなされていないと感じ理解できなかった。

(当日、点字資料はなかったが、点字資料作成に10日以上かかるとのことで、主催者側が講師から資料を受け取ってから用意するのでは当日間に合わないの、後日送付してもらえることになった)

#### ■意見及び質疑応答等

(講演会担当者から説明)

- ・講演会の前日に参加できるかわからないが、講演会において配慮(点字資料の提供など)が可能かどうか、との問い合わせがあった。  
当日、参加の連絡があり録音の希望がなされた。講師に確認する必要があり、講師が会場に到着したのが開演の30分前だったが、講師に確認した。
- ・当日録音不可なことが分かった段階で、録音に変わる他の方法について検討されたのか。  
→講師にゆっくり話していただいたり、当日は間に合わないが後日点字資料を作成してお送りした。
- ・講演会の参加募集の締め切り日はどうなっているのか。視覚障害者に対応した情報メディアを準備するための期間が必要。それを考慮して、例えば2週間前に締切日を設けることも必要ではないか。これが合理的配慮ではないか。  
→締切りに関しては、広く市民の皆様に参加していただきたいので、当日の受付も行っている。この講演会は事前に各方面に日程や内容を案内しており、情報メディアも含めていろいろな合理的配慮について考えている。視覚障害者に限らず、録音を希望される人はいるのだが、録音を承諾される講師はとても少なく、講師の意思も尊重しなければならない。また、点字に関しては、講師から提供される資料がパワーポイントやPDFデータで送信されてくるが、点字にするにはまずワードにおこす必要がある。そのような作業期間を考えると講師に資料の提供を急いでもらうことが必要になるが、なかなか今は難しい。今回の協議会での意見を活かして今後も努めていきたい。
- ・講演会や研修は多様な人が参加することを想定した準備がどこまでできるか、ということが差別解消に繋がっていくと思う。